

近畿おかやま会規約

(目的)

第1条 この会は、近畿地区における岡山県人相互の連絡懇親と福祉増進を図り郷土の繁栄に寄与することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、近畿おかやま会といい、事務所を大阪府中央区今橋3-2-20岡山県大阪事務所内に置く。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 郷土物産の紹介斡旋、郷土への観光の斡旋
- (2) 機関紙の発行
- (3) 郷土の産業文化の紹介発展に協力
- (4) その他この目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 この会は、近畿地区内に在住する岡山県出身者及び岡山県に縁故ある者で本会の趣旨に賛同し会費を納めた者をもって組織する。

2 会員は、正会員、役員会員及び法人会員とする。

3 会員が第14条第2項に定める会費を3年間未納した場合は自然退会とする。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|----------|----|---------|--------|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 10名以内 | (3) 常任幹事 | 30名以内 |
| (4) 会計監事 | 2名 | (5) 幹事 | 100名以内 | | |

(役員を選任)

第6条 役員を選任は、次の各号による。

(1) 会長及び副会長は、会員の中から役員会において選任する。

(2) 常任幹事及び会計監事は、幹事のうちから役員会において選任する。

(3) 幹事は、総会において選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年(2会計年度)とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

4 一身上その他の都合により任期途中で辞任の意思がある場合は、役員会に報告を行うことで退任とみなす。

(相談役)

第8条 この会に相談役及び副相談役を置くことができる。

2 相談役は会長経験者を、副相談役は副会長経験者をもって充てる。

3 相談役及び副相談役は、本会の運営と重要な事項について役員会に意見を述べるができる。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(役員任務)

第10条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

3 役員は、役員会を組織し、会の運営に当たる。

4 会計監事は、会計を監査する。

(会議)

第11条 会議は総会、役員会とする。

- 2 総会は年1回開催し、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- 4 緊急に決議を要する案件が生じた時は、会長、副会長、常任幹事の三役による役員会により処理することができるものとする。
- 5 会議は、会長が召集し、議長となる。

(総会の議決)

第12条 次に掲げる事項については、総会の議決を経なければならない。

- (1) 収支予算及び事業計画
- (2) 収支決算と事業報告の承認
- (3) 幹事の選任
- (4) 規約の改廃

(表決)

第13条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。可否同数のときは議長がこれを決する。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費は、正会員年額3,000円、役員会員年額7,000円及び法人会員年額10,000円とする。
- 3 満40歳未満の者が入会する場合は、初年度の年会費を免除する。
- 4 会員の家族（三親等以内の血族・姻族）が入会する場合は、初年度の年会費を1/2に減免する。

(会計年度)

第15条 この会計年度は、10月1日から翌年9月30日とする。

附則	施行（昭和32年10月31日）	一部改正（昭和37年10月3日）
	一部改正（昭和46年10月1日）	一部改正（昭和51年10月5日）
	一部改正（昭和53年10月17日）	一部改正（平成2年10月25日）
	一部改正（平成8年10月3日）	一部改正（平成27年10月8日）
	一部改正（令和3年4月9日）	